

市立学校の学期の承認について

藤沢市立学校の管理運営に関する規則第2条に基づき、平成17年度からの市立学校の学期について、次のように承認する。

2005年（平成17年）1月14日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中村 喬

1 承認する学期

小学校 3学期

中学校 2学期

養護学校 3学期

2 施行期日

2005年（平成17年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市立学校の管理運営規則第2条により、学校長による学期の選択にあたり、教育委員会の承認を得る必要による。

参 考

藤沢市立学校の管理運営に関する規則

第二章 学期及び休業日

（学期）

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）

第29条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の2学期又は3学期のいずれかとする。

(1) 2学期

前期 4月1日から10月の第2月曜日まで

後期 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで

(2) 3学期

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。